

# 第4章 総括

## 第1節 古代引佐郡における出土遺物の検討

### (1) 土製馬形の分類と変遷

矢畠遺跡では包含層中ではあるが土製馬形（以下、土馬）の各部位が出土した。矢畠遺跡では当該期の遺構は明確ではなく、概ね古代に帰属すると考えられるものの、明確な時期的定点は捉えられない。そこで、西遠江における土馬及び関連資料として陶製馬形（以下、陶馬）も対象に広げ、編年的位置について検討しておく。

既存の研究 土馬の研究は大場磐雄氏以来、形態的分類と用途を主対象に活発に行われている（註1）。これらの論考における形態的分類で共通する点は、馬具着装による飾馬・裸馬に分類することである。このうち、小笠原好彦氏は土馬の製作手法の差異が年代差を示すことを明らかにし、2段階10形式に分類した（小笠原1975）。その内容は、A～C形式が粘土紐・沈線などで馬具を表現する飾馬の形態を第I段階として、A形式を7世紀後半及びそれ以前としている。第II段階には裸馬となるD形式を8世紀前葉頃とし、小型化と表現の省略化を進行させながら10世紀前半まで存続したと考えられている。

小笠原氏の考察は大和・河内を中心とした畿内における土馬の形式変遷であるが、新旧関係の妥当性はこれまで大きな変更を迫られることなく高く評価されてきた。しかし、都城を中心とした形態が地方においては受容に相違がみられることも想定でき、西遠江では畿内における分類では合致しない形態も認められる。ここでは、上述の成果を参考にしながら土馬・陶馬の変遷を検討し、矢畠遺跡出土土馬の西遠江における位置付けと特徴を抽出していく。

**土馬の分類** 西遠江における土馬の分類案をFig.27に示す。西遠江の土馬は胴部形態・馬具の表現の有無に着目すると、

I A類 胴部は円柱状、馬具が表現される

I B類 胴部は円柱状、馬具が表現されない

II A類 胴部は板状、馬具が表現される

II B類 胴部は板状、馬具が表現されない

に分類できる。

胴部形態が円柱状のI類は、原則として頭部を明瞭に造り出す点においてII類とは明瞭に区分できる。また、I A類は馬具が表現される形態ではあるが、馬具は面繫・手綱などは認められず、西遠江では鞍のみ表現される。鞍の表現は、前輪と後輪に粘土紐を貼付するもの・前輪と後輪を摘み出すもの・鞍部を窪ませるものとの3つの調整がある。さらに、鬣にも形態差がみられる。

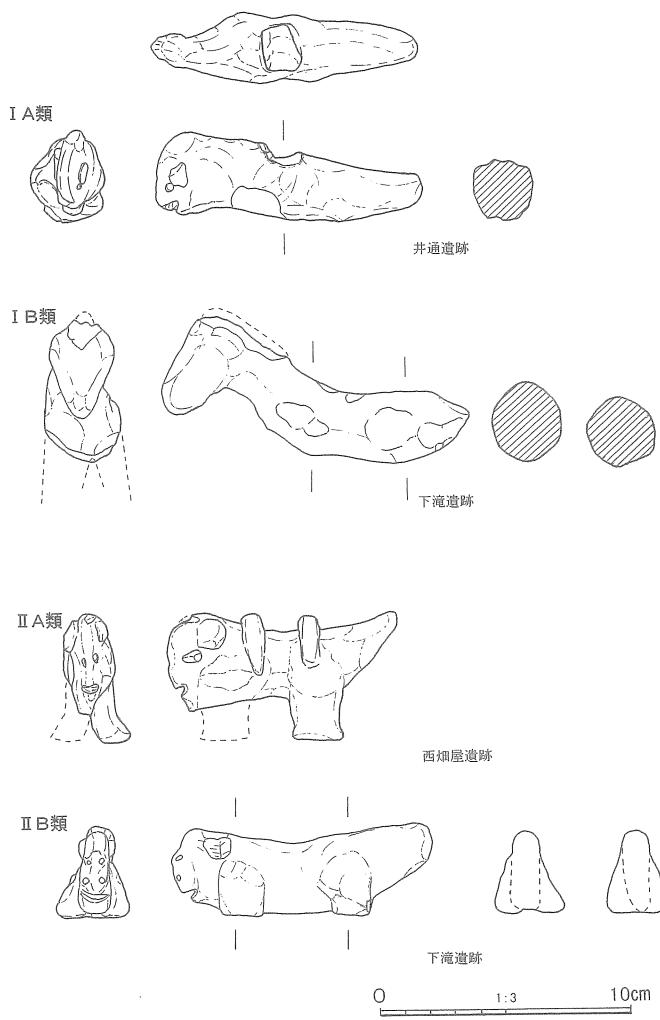


Fig.27 土馬形態分類図

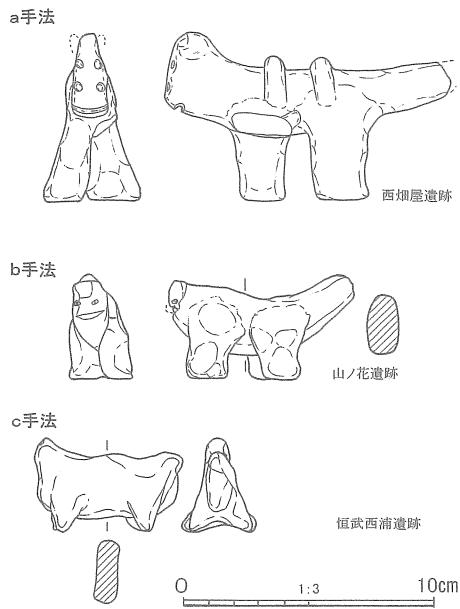


Fig.28 土馬脚部手法

の簡略化として捉えられる。

陶馬との類縁関係 西遠江では陶馬も確認できることから、ここでは土馬との関連を検討しておく。

陶馬には胴部形態が板状となるⅡ類は確認されていない。さらに、陶馬の脚部接合方法は、胴部下位に脚部を接合するa手法のみ認められる。

上述したように、円柱状胴部形態となる土馬Ⅰ類は、脚部を胴部下位に接合するもので占められる。したがって、土馬と陶馬には形態・製作手法において類縁関係が存在することを指摘できる。

土馬には鬱が表現されないものもみられるが、陶馬は必ず表現されるなど、土馬Ⅰ類と陶馬では異なる点も認められる。最も大きく異なる点は馬具の表現であり、土馬Ⅰ類は鞍を3つの調整を用いて表現したことは既に記した。しかし、陶馬の鞍部は粘土紐を貼付するものしか現状では確認できない。また、土馬Ⅰ類ではその他の馬具は着装していないのに対し、陶馬では粘土紐・沈線で表現している。これらは類縁関係とともに、土馬・陶馬の変遷の方向を確認できる要素として捉えられるであろう。

土馬・陶馬の変遷 先学の研究に導かれながら、上述の分類案を変遷観としてFig.29に示した。

変遷の方向は既に指摘されているように、馬具の着装から省略化・小型化への過程を辿ったものと考えられる。陶馬は粘土紐で馬具をほぼ完備させた比較的大型のものから、馬具の表現を簡略化・小型化する変遷を最もよく反映している。

土馬Ⅰ類は、馬具として鞍のみを表現するIA類から裸馬となるIB類へと変遷したものと捉えられる。IA類においては、鬱を顕著に表現するものが古相を呈するものとみられる。

土馬Ⅱ類は、馬具の着装とともに脚部の接合方法にも留意したい。脚部a手法の土馬Ⅱ類は馬として認識できるが、b・c手法の土馬Ⅱ類は馬とみなすことに疑問の個体が多く存在する。これは、製作過程の省力化と、低脚による小型化の影響が大きい点を指摘できる。

実年代の検討 ここまで作業をふまえ、つぎに製作された年代について検討していく。西遠江では帰属時期を明確にできる良好な資料は少ないため、陶馬については遠江須恵器編年（鈴木敏1998b）を援用しながら編年的位置を確認していく。

土馬IA類は鬱の表現差により古相と新相に分けた。土馬IA類古相は、8世紀中葉頃の梶子北遺跡SK195より出土している。土馬IA類新相は、8世紀後葉頃の井通遺跡SD3004出土資料が年代的な拠り所となる。土馬IB類は、下滝遺跡SB01出土資料としたが良好な出土状態ではない。下滝遺跡の

II類は胴部形態が板状であるため鬱を表現されることがなく、上述したように頭部が不明瞭である点を特徴としている。馬具は基本的にI類と同様であるが、例外的に胸繫・尻繫とみられる稚拙な表現が確認できる。

脚部の接合方法 土馬の脚部接合には、

a手法 胴部下位に接合

b手法 胴部側面に接合

c手法 板状の胴部から脚部を摘み出す

が看取でき、脚部と胴部の接合方法にもI類とII類では大きな相違がみられる。

I類は胴部下位に脚部を接合させることを原則としている。

II類は3手法全て認められ、a手法は胴部が板状であるため脚部が体部に比して幅広となり、左右の脚部が分離できないものが多い。b手法においては脚部自体が小型化しているため、胴部が接地するものが大半となる。c手法は、極端な製作

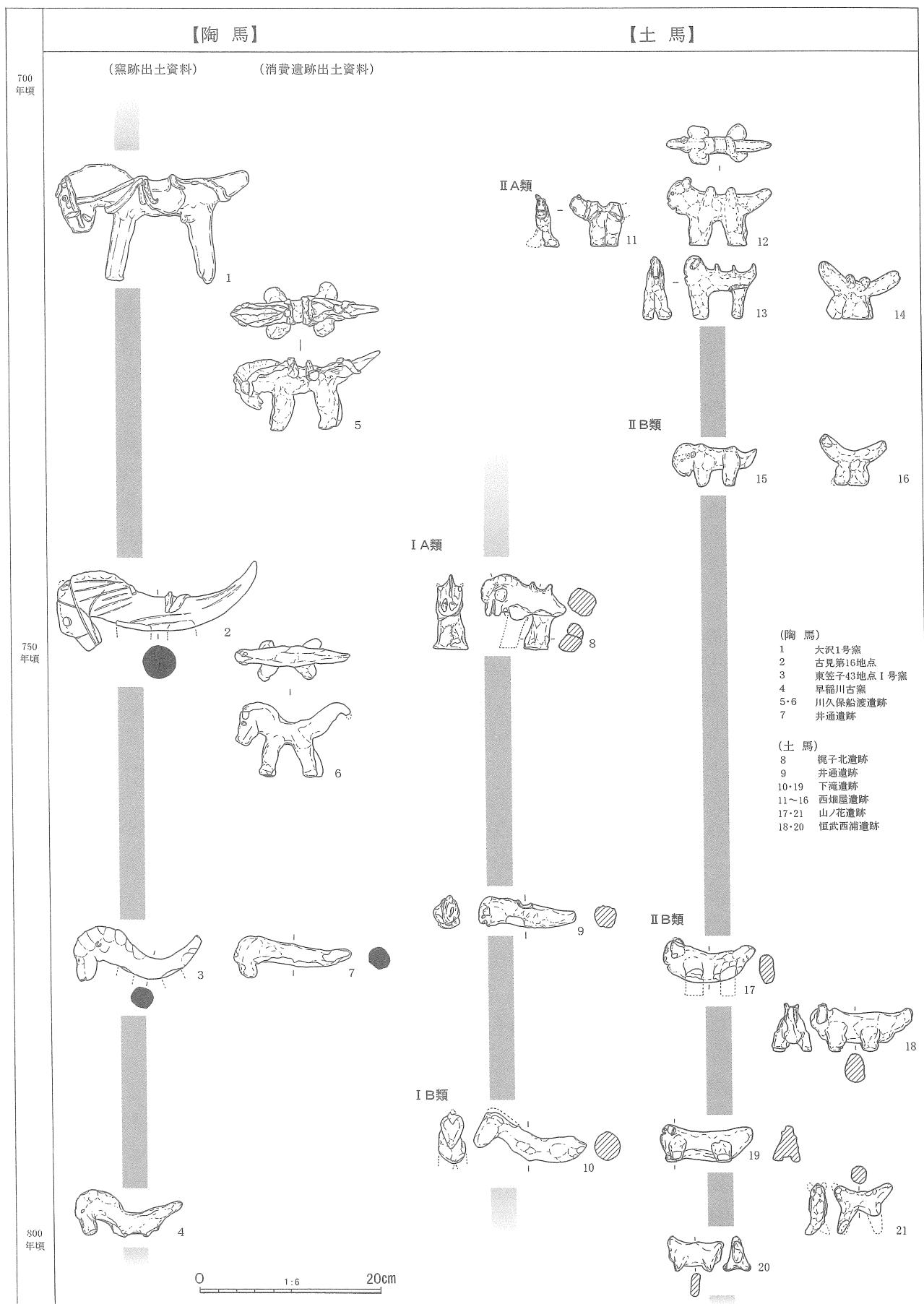


Fig.29 土馬・陶馬変遷試案

年代的中心が8世紀後葉頃に求められ、井通遺跡出土資料を考慮すれば、より新しい段階と捉えられる。

土馬ⅡA類は、8世紀前葉頃を中心に大規模な河川における祭祀が執行された西畠屋遺跡が年代を推定する材料となる。この段階の土馬ⅡA類は、形態差が顕著に認められる。土馬ⅡB類は、山ノ花遺跡S D10・下滝遺跡S X27・恒武西浦遺跡S R30など、8世紀後葉頃に帰属される遺構から出土が多く認められる。土馬ⅡB類のc手法は恒武西浦遺跡S R36でみられるが、形態的特徴から8世紀末葉～9世紀初頭頃の年代を指摘できる。

変遷が明瞭で年代が比較的判明できる陶馬もみていこう。鞍を除く馬具は沈線、鞍を粘土紐で表現する陶馬は、吉見第16地点出土の陶馬を典型とする。吉見第16地点出土資料は8世紀中葉頃と捉えられており、陶馬の年代の一端が判明する。山口西門遺跡出土陶馬も同様の形態であるため、ほぼこの時期と考えて差し支えないであろう。川久保船渡遺跡出土の陶馬のように鞍の表現が既に欠落し、手綱が沈線だけの資料は新しい様相を示すものであろう。馬具が表現されない陶馬は、8世紀後葉頃の東笠子43地点I号窯より出土しており、井通遺跡出土陶馬の年代観とも矛盾はない。馬具が表現されず小型化が進行する陶馬は、8世紀末葉～9世紀初頭頃の早稲田古窯に認められる。

**出現と画期** 上述した年代観で問題となるのは、粘土紐で馬具をほぼ完備させた表現をする陶馬の時期である。この形態の陶馬は大沢1号窯出土資料が典型となるが、伴出須恵器は現在の須恵器編年では複数段階に及ぶ型式を含んでいるため時期を特定できない。消費遺跡において形態的に最も類似している陶馬は川久保船渡遺跡出土資料であるが、祭祀遺構と考えられている出土状況であるため年代的根拠に乏しい。粘土紐で馬具をほぼ完備させた陶馬は初現的形態であり、8世紀前葉頃を中心とした土馬ⅡA類よりも先行することは形態的変遷から明らかである。したがって、7世紀後葉頃とする年代観も考慮する必要があるが、これを積極的に支持できる資料は現在まで得られていない。年代としては8世紀中葉以前であると判断できるため、本稿では8世紀前葉頃を主体とした時期と暫定的に捉えておく。

土馬ⅠA類は8世紀中葉頃には出現しているが、8世紀前葉頃に位置付けられる資料は現在まで確認されていない。これまで陶馬と土馬Ⅰ類の類縁関係を指摘したが、土馬Ⅰ類の出現は陶馬が規範となって成立したと考えるのも強ち無理ではなかろう。土馬Ⅱ類は陶馬・土馬Ⅰ類との直接的な系譜の中で成立したとは考え難く、これらの模倣形態として出現したものと理解される。

土馬・陶馬とともに馬具の表現を完全に失う8世紀後葉頃は、土馬Ⅱ類における脚部接合方法が転換する時期でもある。また、この時期以降は出土遺跡数の増加と簡略化・小型化が進行していく。したがって、土馬・陶馬の変遷における最大の画期は、8世紀後葉頃と評価できる。

**出土土馬の評価** 矢畠遺跡出土の土馬は、土馬ⅠA類である。さらに、頭部の表現において鬚が認められないことから、土馬ⅠA類でもより新しい様相と評価できる。脚部接合方法において、明らかにb・c手法を採用している資料は認められないため、土馬Ⅱ類は存在しないと考えられる。したがって、矢畠遺跡では長期に及ぶ祭祀は執行されなかったと推定される。

## （2）出土遺物からみた古代引佐郡

これまで矢畠遺跡出土土馬の編年的位置付けを記述してきたが、矢畠遺跡ではこの他にも墨書土器・製塩土器・転用硯など古代に帰属する遺物が出土している。これらの遺物は、古代律令国家の成立動向を投影するものとして従来評価されてきた。しかし、古代地方行政における末端機構への普及過程・浸透度が遺物のみをもって充分解明されるものとは考え難い。

これを検証するために、古代地方行政の1単位である郡から出土する古代律令国家を象徴するとこれまで捉えられてきた遺物を集成する。ここでは矢畠遺跡が所在する古代引佐郡を検討するが、引佐郡は地理的条件において郡域を把握しやすいこと・井通遺跡をはじめ当該期の資料が比較的良好に確認でき

ることから、郡内の様相を把握するのに適した地域と捉えられる。

**土馬・陶馬** 古代引佐郡内からは矢畠遺跡・川の前遺跡・川久保船渡遺跡・井通遺跡・岡の平遺跡の他、矢畠遺跡の南側丘陵上に立地する龍潭寺境内から陶馬が採集されている。土馬・陶馬の分布が集中する地域はなく、郡内全域に認められる。

これまで検討してきた資料以外の土馬・陶馬を概観すると、川の前遺跡・川久保船渡遺跡から土馬ⅡB類が出土している。川久保船渡遺跡では土馬・陶馬を用いた祭祀が継続的に行われていたことが窺える。龍潭寺境内から採集された陶馬は、馬具がみられない形態である。

土馬・陶馬は通常、脚部が欠損しているものが多いが、岡の平遺跡の土器集積遺構からは陶馬の脚部のみが出土している。川久保船渡遺跡の祭祀遺構出土の陶馬2体は脚部が完存しており、祭祀の内容・主体に差異を示すものか興味深い。

古代引佐郡では川久保船渡遺跡を除き、概ね8世紀後葉頃に郡内各所において土馬・陶馬を使用した祭祀が展開したと考えられる。

**陶硯類** 井通遺跡に陶硯類が集中して出土しており、定形硯には圈足円面硯・獸脚硯・有孔把手付中空円面硯・宝珠硯・風字硯（二面硯）がみられる。転用硯・朱墨付着土器も多数認められている。古代引佐郡内では、祝田遺跡において風字硯（二面硯）1点、矢畠遺跡・川の前遺跡で転用硯が各2点出土したとされている。これらの遺跡では文字の存在は窺えるものの、井通遺跡のように7世紀末葉以降より継続的で多様な文書実務の集約化とは本来的に異なるものであろう。

**製塩土器・舶載陶磁器** 製塩土器は矢畠遺跡・井通遺跡で出土しているが、搬入規模は井通遺跡が遙か

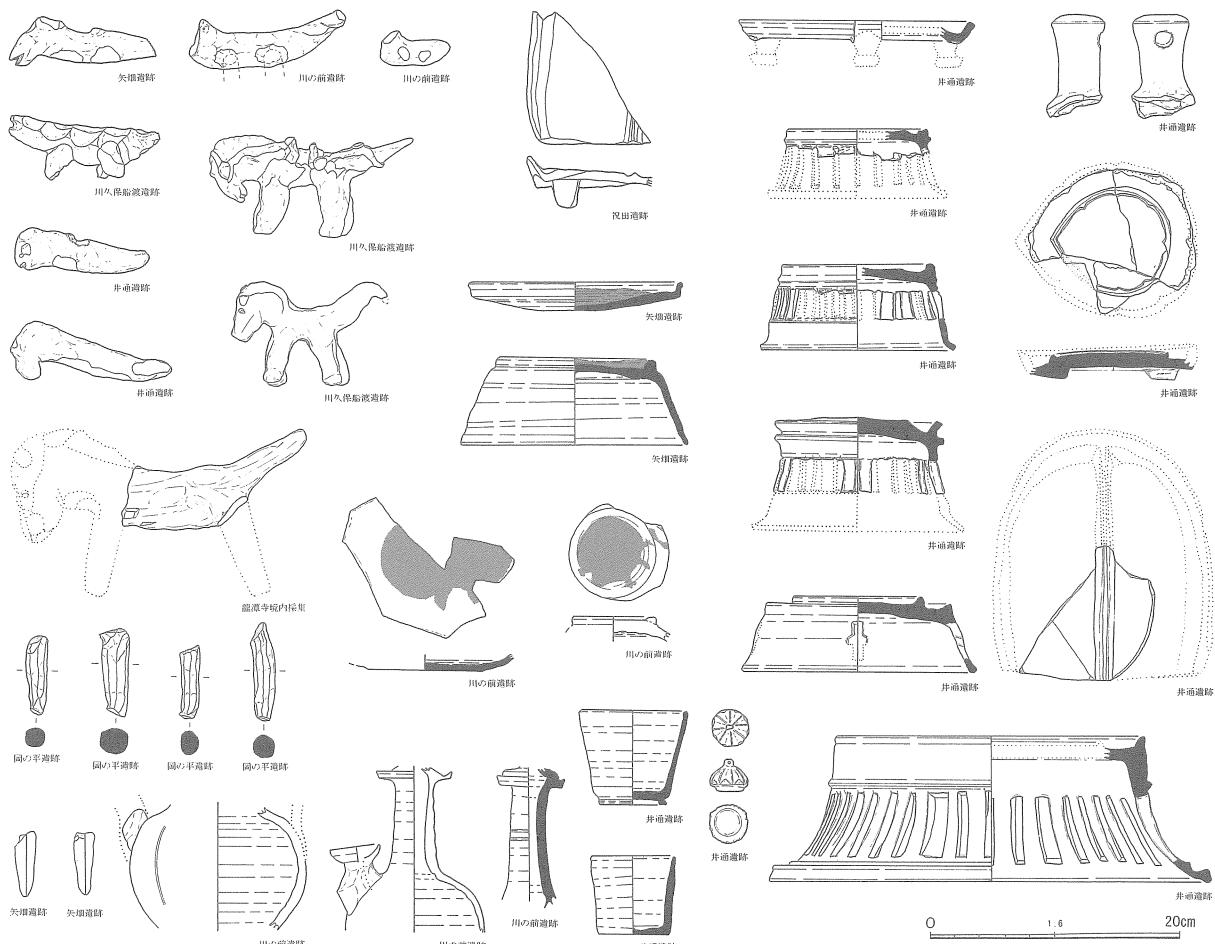


Fig.30 出土遺物集成 (1)

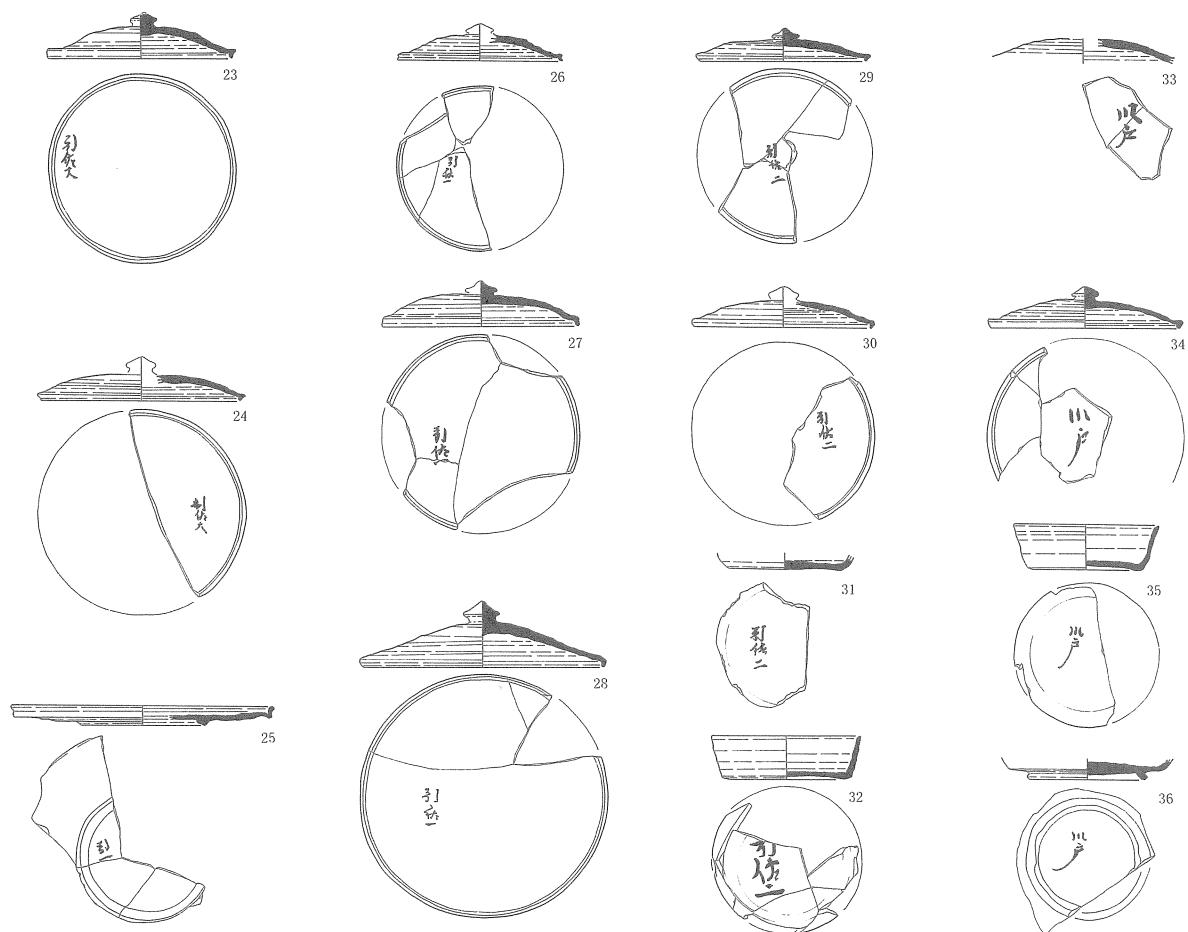
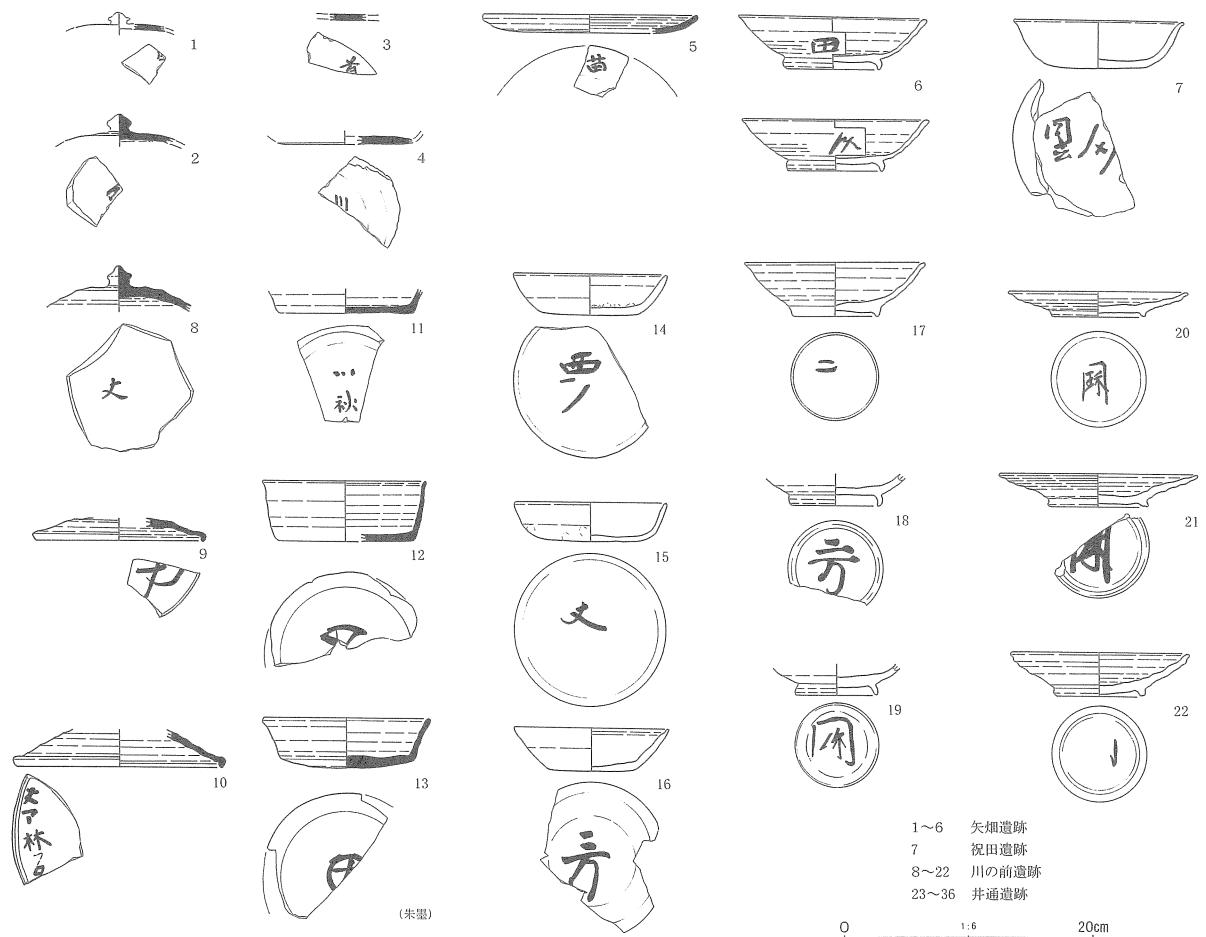


Fig.31 出土遺物集成 (2)

Tab.3 古代引佐郡諸遺跡の属性比較

遺跡名	遺構			墨書き土器	遺物					備考		
	堀立柱建物				陶硯			土馬・陶馬	度量衡資料			
	大型 50m <sup>2</sup> 以上	中型 30~50m <sup>2</sup>	配置		円面硯	風字硯	その他					
矢畠遺跡				○				○				
前岡遺跡			○									
川の前遺跡				○				○				
須部Ⅱ遺跡												
祝田遺跡				○		二面硯1						
岡の平遺跡								○				
氣賀陣屋遺跡												
川久保船渡遺跡				○				○				
井通遺跡	○	○	○	(「引佐」「引佐一」 「引佐二」「引佐大」 「川戸」他)	円面硯13	二面硯1	有孔把手付円面硯1・ 獸脚硯1・宝珠硯1	○	○	○		
										引佐郡家閑遺跡		

に凌駕している。また、搬入時期も7~9世紀まで継続的に井通遺跡では搬入されている。いずれも渥美式製塩土器と考えられる。

舶載陶磁器は、川の前遺跡において越州窯系青磁水注が出土している。川の前遺跡ではこの他、淨瓶が出土していることも注目される。

度量衡資料 井通遺跡から陶製計量器が2点、分銅が1点出土している。これらは人・物資が集散する遺跡の性格を象徴するだけでなく、度量衡資料の統一性と運用が律令体制の根幹に関わる事項であることから、その役割を充分遂行できる機能の存在を指摘できる。

墨書き土器 墨書き土器は矢畠遺跡・川の前遺跡・祝田遺跡・川久保船渡遺跡・井通遺跡で出土している。数量的には井通遺跡が圧倒しているが、古代引佐郡のほぼ全域から出土が確認できる。矢畠遺跡・川の前遺跡では、朱墨を用いた墨書き土器がみられる。

墨書き土器は9・10世紀の資料も散見できるが、主体となる帰属時期は8世紀代である。井通遺跡の墨書き土器を検討した結果、8世紀後葉頃に文字資料が増加する傾向が指摘されており（丸杉2007）、井通遺跡と8世紀代の引佐郡内における墨書き土器を比較し、特徴を抽出してみよう。

井通遺跡における墨書き土器の第1の特徴は、郡名・職掌名が記載される点である。これは郡名・職掌名が記載された墨書き土器が基本的に官衙厨家での食器類であることを示し、食器の所属を明示し分別する指標として墨書きしたものと指摘されている（山中2003）。

第2の特徴は、皿B・皿B蓋・高盤など大型の供膳具に記載される点である。井通遺跡を除く引佐郡内の各遺跡では、杯・蓋などの供膳具に墨書きが限定されている。井通遺跡の墨書き土器もこれらの器種が多数を占めるが、大型の供膳具にも一定量墨書きが認められる。このことは供膳具が卓越し、大型の供膳具を必要とする生活環境にあったことを想定させる。

### (3) 考古資料による景観復原

遺跡と消費形態 以上、古代引佐郡における出土遺物の整理を通じて、各遺跡間の消費形態の格差をみてきた。本来ならば建物群の構成・規模・配置などから遺跡を類型化し、類型ごとの出土遺物の傾向を検討していくべきではあるが、古代引佐郡では井通遺跡以外に建物遺構が検出された遺跡はこれまでのところ少ない。

古代遠江国では建物遺構と出土遺物が相関関係にあり、建物遺構と所有する遺物に連動した格差が認められることは、古代の社会的序列を表現するものと捉えたことがある（丸杉2003）。出土遺物から推察すると、古代引佐郡においても遠江国で認められる傾向は合致すると考えられる。つまり、律令制度の遂行に不可欠な施設・組織には、それに厳密に対応できる物品を集中して保有するという生活環境において集落とは隔絶する点を指摘できる。これは郡域内における生産・消費・流通・徵税等の各分野において、調整と管理を行う機能を有する遺跡であったと評価できる。

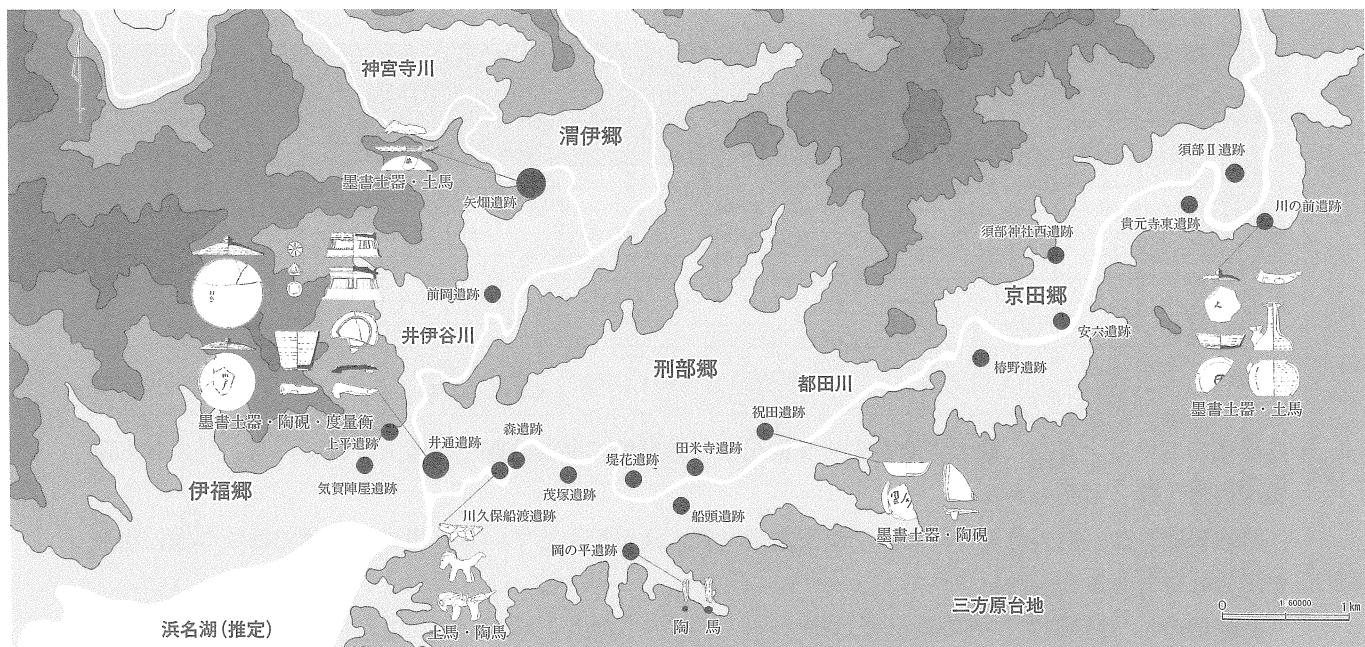


Fig.32 古代引佐郡の様相

保有の継続性 祭祀具・陶硯類・墨書き土器など、古代引佐郡では上述の遺物を継続的に保有する遺跡は限定的である。多くの遺跡が一過性の使用にとどまることは、これら文物・情報を受容する立場に社会的に位置付けられていたことが窺える。井通遺跡の所有遺物の継続性は、郡家機能を背景として都城・国衙や他地域との交流の結果と理解できよう。

また、井通遺跡と同様の遺物を所有する遺跡は、引佐郡内において認められない。これは、律令体制の成立・展開において、行政施設が大きな移動・転換を伴うことが存在しなかったと捉えられる。つまり、古代引佐郡の設立当初より引佐郡家は永続的施設として施設が造営されたことを示すものであろう。

集落への受容 陶硯類・度量衡資料などは集中的な保有形態がみられる一方、土馬・陶馬や墨書き土器は各遺跡から比較的多く出土している。特に一般的な供膳具に記され郡名・官職名が認められない墨書き土器は、墨書き行為の意義において充分効果を發揮する生活環境になかったと指摘できる。各集落遺跡に文字が浸透する背景が重要であり、官衙との関連・比定を促す遺物ではないことは保有状況から明らかである。地方律令政治機構の遂行に伴う資料と、集落遺跡において受容が認められる資料は一元的ではなく、機能性における要因をもって峻別すべきである。

#### (4) 結 譜

土馬・陶馬の変遷を通じて、古代引佐郡における遺物保有状況をみてきた。その結果、遺物の消費形態・継続性は古代の社会的序列を表現することを指摘した。また、地方における律令制度の遂行に不可欠な機能・組織に伴う遺物は集中・管理される傾向にあるが、直接携わらない遺物は集落にも深く浸透し受容されることが確認できた。

本稿では、律令期に特徴的と捉えられてきた遺物を機能的要因と地域における出土状況・建物遺構などを検討して、歴史的に評価することを目的とした。しかし、古代引佐郡内において墨書土器と土馬・陶馬が集落に浸透する過程・要因を充分解明することができなかった。今後も古代地方末端行政の様相や集落の動態は、精緻な分析・検討を積み重ねていく必要がある。

三

- 1 土馬に関する主な研究には、以下の論考がある。

大場磐雄 1966 「上代馬形遺物再考」『国学院雑誌 第67巻1号』

小笠原好彦 1975 「土馬考」『物質文化 25』 物質文化研究会

泉森 峻 1975 「大和の土馬」『橿原考古学研究所論集 創立三十五周年記念』 橿原考古学研究所

木村泰彦 1986 「乙訓出土の土馬集成」『長岡京古文化論叢』